

浜松市環境共生住宅実験施設利用マニュアル

このマニュアルは、浜松市西区大平台三丁目21番18号の浜松市環境共生住宅実験施設の建物及び敷地（これらに附属する設備を含む。）を利用するにあたっての必要な事項を定める。

【施設・設備の管理】

1. 利用者は、施設の清掃及び清潔の保持に努めること。
2. 利用者は、利用中の過失により生じた一切の事故について、その責を負うこと。
3. 浜松市（以下「市」という。）は、利用者が持ち込んだ設備等の事件・事故等については、一切責任を負わないものとする。

【鍵の管理】

1. 利用者は、施設の利用期間終了後は、速やかに市カーボンニュートラル推進事業本部に鍵を返却すること。ただし、返却が閉庁日又は開庁時間外となる場合は、翌開庁日に返却することとする。
2. 鍵の貸与を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 鍵の保管に細心の注意を払い、他人への貸与は行わないこと。
 - (2) 鍵の複製はしないこと。
 - (3) 鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに管理者（市カーボンニュートラル推進事業本部長）へ届け出るとともに、新たな鍵の交換に必要な経費を負担すること。

【遵守事項】

1. 火気類の取扱いに注意すること。
2. 施設内の物品の取扱いに注意すること。
3. 使用後は整理整頓し元の状態に復すること。
4. 電気、ガス、水道の使用は節約に心掛けること。

【禁止行為】

1. 利用に必要なない危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
2. 喫煙すること。
3. 飲酒すること。
4. 許可なく物品の販売を行うこと。
5. 宿泊すること。

6. 近隣住民の迷惑となるような行為をすること。

7. その他、管理者が禁止する行為をすること。

【駐車場】

指定された場所に駐車すること。

【防犯カメラシステムの利用】

利用者は、利用期間中において施設内に設置してある防犯カメラシステムを利用することができる。ただし、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外部から持ち込んだ記録媒体に保存しないこと。

(2) スマートフォン等に指定のアプリケーションをインストールすることにより、遠隔地にて画像等を監視することができるが、利用期間終了後は、直ちにアンインストールすること。なお、事件・事故等の場合を除き画像等の保存や複写は一切しないこと。

【その他】

この本利用マニュアルに定めのない事項については、管理者が定めるものとする。

附 則

この利用マニュアルは、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この利用マニュアルは、令和4年4月1日から施行する。